

The Kasukabe Chamber of Commerce & Industry

春日部商工会議所

会報

CCI

NETWORK
2023 November
vol.332

11

かすかべ商工まつり 盛大に開催



商工会議所会費 口座振替について

令和5年下期分の会費を **11月28日(火)** に口座振替させていただきます。
前日までにご登録の口座の残高のご確認をお願いいたします。
通帳へは「RKS(カイギシヨカイヒ)」と表記されます。

第27回 かすかべ商工まつり 盛大に開催

10月14日・15日の2

日間、ふれあいフェスタ、第27回かすかべ商工まつりが、大沼公園・市民体育館にて開催されました。4年ぶりの開催となった今回は、2日間ですべて3万5000人の方々にご来場いただきました。

屋外会場では、会員事業所による飲食物や衣料品等の販売をした商業即売会、屋内会場では、市内で製造される工業製品や伝統工芸品等を展示紹介する工業物産展が行われ、多くの方で賑わいました。

青年部コーナーでは、ゲームコーナーや、バラエティに富んだステージショーに多くの親子連れがあふれかえっていました。また、「ほくのわたしのおもしろ作品展」には、市内の小学校からたくさんの方々が出品されていました。

商工まつり開催にあたり、ご協力をいただきました皆様には、心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。



CONTENTS

2 第27回かすかべ商工まつり 盛大に開催

3 CCIレポート

日本商工会議所 第137回通常会員総会開催
第1回中小企業経営委員会開催
事業環境変化対応型支援事業【消費税実務対応講習会】開催

4 CCIレポート

「青年部レポート」埼玉県青連 研修と交流の集い熊谷大会
「女性会レポート」第55回全国商工会議所女性会連合会 新潟全国大会

5 お知らせ

珠算検定1級満点合格 日本商工会議所からの表彰状を伝達
商工会議所会費のご請求について
埼玉県受動喫煙防止対策実施施設の認証申請の御案内

6 事業所訪問 「江南」

7 特集 誤解していませんか?『年収の壁』を正しく知ろう

8 法律コラム 「遺言」の概要 個別専門相談

日本商工会議所 第137回 通常会員総会開催

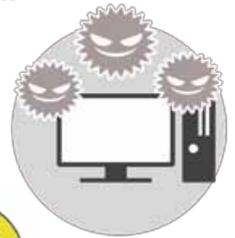
9月21日、帝国ホテルに於いて、日本商工会議所第137回通常会員総会が開催されました。総会には、岸田首相（ビデオメッセージ）ら各界からの来賓をはじめ、全国の商工会議所より、リアル・オンラインで出席、春日部からも早川会頭、関根専務理事が参加しました。

冒頭、日本商工会議所の小林会頭は、先日の台風や豪雨災害に見舞われた被災者・事業者の皆様にお見舞いの意が伝えられたのち、「中小企業・小規模事業者の自己変革を伴奏型で支援すること、政府への提言、第2次岸田再改造内閣へ望む事項、経済好循環の推進力である中小企業の変革と持続的発展、社会基



盤の整備」等について述べられました。次いで表彰式が行われ、当所からは森泉彦二常議員が役員・議員の勤続30年で表彰されました。最後に、2022年度事業報告(案)・収支決算(案)が慎重審議され、各議案とも満場一致で可決されました。

令和5年度 第1回 中小企業経営委員会 開催!



9月12日、第1回中小企業経営委員会(厚川秀樹委員長)が出席者16名のもと、ヤマヤ東口店にて開催されました。

春日部商工会議所には4つの委員会があり、商工会議所定款第1条の目的の達成に必要な重要事項を常時調査するために常設されております。

第11期の中小企業経営委員会の諮問事項としては、これから起こりうる自然災害・新型コロナウイルス感染症のような未知のウイルス・企業を狙ったサイバー攻撃などにどのように対応して行くかを研究することとなりました。令和5年度につきまし

ては、本委員会の委員にアンケート調査を行った結果テーマを「地震」に絞れる地震発生時に企業が取れる対策や、災害に向けたBCP(事業継続計画)、事業継続力強化計画の策定、災害時に春日部商工会議所の会員間で独自に災害情報ネットワークを組めないかなどを研究して行くこととなりました。

最終的には春日部商工会議所ハザードMAPの制作を目標にしております。委員会終了後には、同所において懇親会を開催。出席した委員同士で災害時の備蓄品や現在実施している災害対策などについて情報交換を行いました。

令和5年度 事業環境変化対応型支援事業【消費税実務対応講習会】開催!



9月20日に「消費税実務対応講習会」が参加者34名のもと春日部商工会議所会館にて開催されました。

本講習会は、日本商工会議所より、事業環境変化対応型支援事業の一環として春日部管内の商工業者の皆様を対象に開催された、商工会議所の重点事業のひとつです。

今回の講習会では、税理士・社会保険労務士の鈴木孝明氏を講師にお招きし、インボイス制度導入の概要や、実務編として、売手側と買い手側から見たインボイス制度について具体的な事例を交えながらわかりやすく説明していただきました。

春日部商工会議所では、専門家による個別相談会も実施しておりますので、お気軽にご連絡下さい。また、今後も各種セミナーを開催する予定となっておりますので、是非ご参加ください。

青
年
部
一
ト
レ
ポ
ー
ト

埼玉県青連 研修と交流の集い熊谷大会

9月9日、「埼玉県青連 研修と交流の集い熊谷大会」が彩の国くまがやドームにおいて、県内15単会の青年部員が集い催され、当青年部からもOB含め37名が参加しました。

「紡ぐ〜文化と地域と人の想い〜」という大会テーマのもと、吉川正明氏（令和3年度日本商工会議所青年部会長、イワサキ経営グループ代表取締役）を講師に招き『地域を紡ぎワクワクする未来を』をテーマに基調講演が行われました。



基調講演の後、分科会では、「スポーツが紡ぐラグビータウン熊谷のまちづくりと地域活性化」など、熊谷市にゆかりのある5つのテーマ毎に各々が研修に参加しました。懇親会では、令和6年2月に春日部にて開催予定のヤングリーダー研修会春日部大会について、春日部の参加者全員で県内15単会の青年部に向けて事業告知・参加要請をし、大きく盛り上がる中、本大会は無事終了いたしました。

女
性
会
一
ト
レ
ポ
ー
ト

第55回全国商工会議所女性会連合会 新潟全国大会 ~ようになった新潟! まごころコメでおもてなし~

第55回全国商工会議所女性会連合会新潟全国大会が2023年10月5日・6日、朱鷺メッセにおいて開催され、全国より2,306名が朱鷺メッセの会場で、37の単会がオンラインでの参加となりました。

5日に行われた記念講演では、講師に公立大学法人長岡造形大学理事長佐々木順子氏をお招きし、「変革を促すリーダーシップとDE&I」をテーマに講演が行われました。

続いて行われた懇親会では、大吟醸の日本酒で乾杯するなど、地元の特産品を活かした料理や、いくつかの郷土芸能を披露していただくなど、まごころのこもったおもてなしを受けました。

今回の大会には、春日部からも会員9名が参加、一緒に歌い、お酒をたしなみ、全国の女性会との連携を深めることが出来ました。



**攻める営業ツール
Eメールマガジン
制作します!**

株式会社ぷらすエム
春日部市粕壁一丁目7番7号
電話 048-752-4606
メール info@ad-plusm.com

PRINT COMMUNICATION

デザインから印刷までトータルプランニング
華陽印刷株式会社

〒344-0054 埼玉県春日部市浜川戸 1-18-2
TEL 048-752-6095 FAX 048-752-5329
Email : postmaster@kayoprinting.co.jp

印刷のことなら…
華陽印刷

東京から移転 本格的な韓国の家庭料理を提供する店



今年5月10日に開店した「韓国家庭料理 江南(カンナム)」。
2000年に韓国から来日した金順玉さんが店主を務める。



韓国家庭料理

江南 —カンナム—

店主 金順玉
春日部市中央2-17-14
昭和ビル第5 1階
TEL.048-633-6058
〈営業時間〉11:00~14:30
17:00~22:00
〈定休日〉木曜日

韓国で調理の仕事をしてきた金さん。来日し、2011年に大久保で韓国料理店を開いた。店は順調だったものの、金さんの腰痛が悪化したため閉店。店を閉めたものの、空き時間が多くなり、また料理を作りたいという思いが湧きあがった。幸運にも、親戚が春日部の空き店舗を紹介してくれたことから、再び店を開くことになった。提供する料理は、韓国の家庭料理。焼き肉、鍋、つまみ、麺類など。

魚介や調味料をはじめ、材料は韓国食材専門店から取り寄せている。化学調味料は使わず、日本人の味覚に合うように味付けしているという。人気メニューはサムギョプサル、チヂミ、カムジャタン、ポッサムなど。

忘年会や法事などの大人数向けの会食には、チャプチェやチヂミなどが付く「サムギョプサルコース」「チーズダツカルビコース」などコース料理も用意する。

「韓国では、サムギョプサルならサムギョプサルだけの専門店など、1つの料理を専門として店を出しているところが多い」と金さん。栄養バランスも考え、店ではさまざまなメニューを提供している。「春日部をはじめ、皆さんに本格的な韓国料理を楽しんでもらいたい。店舗は広めなので、ゆったり食事を楽しんでいただけると思う」と笑顔を見せる。



「年収の壁」を正しく知ろう

はじめに

パートタイム労働者の就労調整によって人員が確保できないケースが多発しています。その背景にあるのが「年収の壁」の存在です。「年収の壁」とは、それ以上働くと税や社会保険料が発生する年収のラインを指し、「税金の壁」と「社会保険の壁」に分かれます。今回は内容を分かりやすくするため、パートタイマーとして働く妻と、その妻を扶養している会社勤めの夫のケースで見えていきます。

「年収の壁」とは？

まず、「税金の壁」について説明します。「収入」とは税金や社会保険料を差し引く前の総収入、「所得」とは収入から諸経費や所得控除を引いた残りを指します。

① 100万円の壁

妻の年収(税金や社会保険料を差し引く前の総収入)が100万円以下であれば妻の住民税(所得割と均等割)はかかりません。(※1下記図表内参照)

② 103万円の壁

妻の年収が103万円以下であれば、妻の所得税はかかりません。また、妻を扶養している夫も合計所得金額900万円以下

であれば配偶者控除が受けられ、夫の所得税が減ります※。

③ 150万円の壁

妻の年収が150万円以下であれば、配偶者特別控除を満額受けられます。妻の年収が150万円を超えると、夫が受けられる控除額は段階的に減ります※。

④ 201万円の壁

妻の年収が201万円を超えると、夫は配偶者特別控除を受けられません。

※夫の合計所得金額が1000万円を超える場合や、妻を青色申告者または白色申告者の事業専従者としている場合などは配偶者(特別)控除が受けられません。

次に、「社会保険の壁」についてです。

① 106万円の壁

一定の要件に該当した場合、妻は夫の扶養から外れ、社会保険に加入する必要があります。

② 130万円の壁

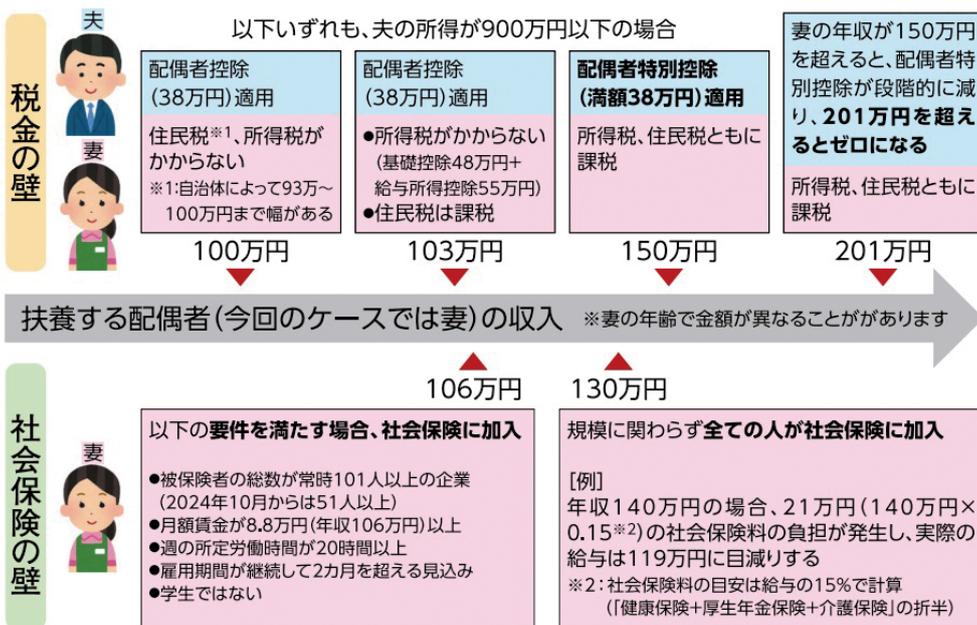
妻の見込み収入が130万円以上となる場合、「106万円の壁」に該当しなくても、妻自ら社会保険に加入する必要があります。

誤解の解消に向けて

就労調整は主に「103/130万円の壁」でされることが多いです。しかし、「税金の壁」

の影響は小さく、例えば年収104万円の場合、所得税のインパクトは超過分1万円×所得税率5%で、500円です。収入以上の税金は発生しません。一方、「社会保険の壁」の影響は大きいですが、将来の年金受給額も増えるので、一概に「損」とは言えません。

ただ、配偶者に家族手当を支給している企業のうち、約8割は配偶者の年収103/130万円を基準に制限をしています(出典:人事院『令和4年職種別民間給与実態調査』)。「年収の壁」対策には、企業での家族手当の見直しも含めた総合的な議論が必要と言えます。



■執筆者紹介: 七田総合研究所 代表・中小企業診断士・特定社会保険労務士 七田 亘 氏(しちだ わたる)
経営改善や人事戦略・人事制度構築などのコンサルティング業務に従事。商工会議所をはじめとしたセミナーや企業研修の講師としても活躍。日本商工会議所の第31期規制・制度改革専門委員会学識委員等を歴任。

「遺言」の概要

今回は、「遺言」(日常的には「ゆいごん」と言っています)が、法律上は「いごん」と読みます。について、概要をお話ししたいと思います。

そもそも遺言とは何なのか? 多くの方のイメージは、「故人が遺産の分け方を書き残したものだ」といったところでしょうか。法律的に述べると、「遺言者が死亡した後、既に権利主体でなくなった遺言者の一方的な意思表示のみでその効果意思どおりの効力を発生させるもの」です。

当たり前ですが、人は、死亡したら、権利を得たり義務を課されたりすることはありません。しかし、死後の法律関係について、自分で意思決定することができする方法がある、それが遺言なのです。

一定の方式に従って作成する必要がありますが、遺言に関して様々な決まり事があるのも、こうした遺言の性質(意義)に由来すると考えられます。契約書の記載について紛争が生じた場合、各契約者に契約時の

認識を確認して解決を図ることができるとは限りませんが、遺言の記載について、相続発生後に遺言者に聞くことはできません。そのため、遺言者の意思が真意に出たものであることを確認できるように、遺言の成立要件は厳格でなければならないのです。

さて、遺言の方式は、大きく分けて、自分で作成する「自筆証書遺言」と、公証人に作成してもらった「公正証書遺言」の2種類がありますが、自筆証書遺言は、まさに厳格な方式が要求されています(民法968条)。

まず、遺言書の全文、日付、氏名を自分で書かなければなりません。これは、筆跡により本人が書いたものかを判定でき、それ自体で遺言が遺言者の真意によるものであることを保障できるからです。パソコンで作ったら自書したことになりません。もつとも、全文、日付、氏名は自書した上で、相続財産の目録を添付する場合、その目録については、パソコンを



用いたり、預貯金通帳のコピーを目録として付けることも許されています(968条2項)。日付については、年月日まで客観的に特定できる記載が必要です。氏名については、戸籍上の氏名でなくても、通称、ペンネームでもよいとされています。押印は、実印である必要はなく、指印でもよいとされています(もつとも、私の経験上、実印を用いた方がよいと思います)。

加除・訂正をするときは、遺言者がその場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、変更場所に押印しなければ効力を生じません(968条3項)。

遺言に関する規定や法律問題は、まだ沢山あるのですが、それについては紙面の都合上、別の機会にご紹介いたします。

著者：春日部法律事務所弁護士 渡邊 健二 ホームページ www.kasukabe-law.jp

無料相談

頼れる専門家による個別専門相談!

※相談の際は、マスク着用・手指消毒・検温等の感染防止対策にご協力をお願いします。

金融相談	商工会議所相談室	労務・年金相談	商工会議所相談室または相談員事務所
11月6日(月) 11月20日(月) 日本政策金融公庫融資担当者	事業資金を受けるための手続きや新規開業に関すること/教育ローンに関すること	随時 社会保険労務士	退職金問題・就業規則の作成、労災・雇用保険に関すること/公的年金制度の仕組みに関すること
法律相談	商工会議所相談室	司法書士相談	商工会議所相談室または相談員事務所
11月9日(木) 11月16日(木) 12月7日(木) 弁護士	経営・法律に関すること/不動産の購入・売却・名義・金銭貸借に関すること	随時 司法書士	不動産の登記について/会社の登記について/少額訴訟の手続きについて/日常の法律について
経営相談	商工会議所相談室	特許・商標・発明相談	商工会議所相談室または相談員事務所
毎週木曜日 中小企業診断士	決算書に基づく財務分析や事業計画の作成について具体的な提言をおこないます	随時 弁理士	特許権・実用新案・意匠権・商標の申請、登録に関する具体的な手続きや紛争の解決について
税務相談	商工会議所相談室	日程の記載のない相談は受付が随時となっております。専門家と相談日時を調整し、商工会議所相談室または相談担当者の事務所まで相談を行います。予約は相談日の3日前(経営相談のみ1週間前)までにお問い合わせいたします。秘密は厳守いたします。	
11月14日(火) 税理士	相続・贈与税に関すること/帳簿のつけ方、節税対策・決算書・申告書の書き方に関すること		

【お問合せ】春日部商工会議所 中小企業相談所 TEL.048-763-1122